

令和7年度第2回 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：令和7年10月7日(火)

午後2時から午後3時4分まで

場所：宮城県行政庁舎11階第二会議室

○司会

ただ今より、令和7年度第2回安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして、宮城県環境生活部長の末永より御挨拶を申し上げます。

○末永部長

皆さん、本日はお忙しいところ、本日の安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜りまして大変ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃から防犯を始め、安全・安心なまちづくりの県の施策に対しまして、御理解と御協力を賜っておりまことに、この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。本委員会につきましては、前回の会議で基本計画第5期の素案について御審議をいただきました。本日は前回の審議内容を踏まえまして、中間案を作成しましたので、こちらについて御審議いただくことになります。

昨今の状況ですと、特殊詐欺、あるいはロマンス詐欺、SNS型の投資詐欺のニュースが連日のように報道されておりまして、深刻な状況だと受け止めております。9月5日の河北新報でしたが、県内では70歳代の男性が金塊など約1億1000万円を騙し取られるなど、巨額の被害が生じている例もございます。

こうした犯罪では、匿名流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウの関与が疑われるわけですが、トクリュウ対策そのものは警察における捜査や摘発が主軸となって、安全安心まちづくりの枠組みによる対応には限界があるところであります。しかしながら、トクリュウによる犯罪であるかどうかにかかわらず、詐欺や強盗など個々の犯罪の被害に遭わないようにするためには、私たちが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を高めていくことが重要だと考えております。

本日、皆様に御審議いただく計画は、県民一人一人の防犯意識を高め、犯罪の被害に遭わないまちづくりを進めるために策定するものでございます。県といたしましても、計画を踏まえ、犯罪の防止に向けて一層取り組みを進めてまいりたいと考えております。

この計画につきましては、県議会においても、10月27日の常任委員会、環境福祉委員会で議員の集中審議をいただく予定にしております。

また、本日は関係事業の担当課としまして、教育委員会から学校の安全・安心な取り組みを担当しております保健体育安全課、そして警察本部からは生活安全企画課、県民安全対策課、少年課、サイバー犯罪対策課からそれぞれ出席させていただいております。こうしたことからもお分かりになりますように、県庁組織の中で、関係部局横断で連携しながらこの計画を策定し、取り組みを進めているところでございますので、本日、そういういたところも踏まえまして、県全体での議論を賜われればと思います。それではどうぞよろしくお願ひいたします。

○司会

大変申し訳ございませんが、環境生活部長の末永につきましては公務のため、ここで退席させていただきます。

本日は委員 20 名中 12 名の方に御出席をいただきしておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第 2 第 2 項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。また、この会議は県の情報公開条例第 19 条の規定に基づき、原則公開となります。議事録につきましては、まとまり次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としております。

次に、前回の委員会で御紹介できなかった委員の方をここで御紹介させていただきます。五十音順に御紹介させていただきます。

(委員紹介)

なお、本日欠席の御連絡を頂戴しておりますのは、大内一郎委員、大槻ヴァレリアハルエ委員、小野和徳委員、加藤宣時委員、中鉢晶子委員、八幡悦子委員、吉崎和宏委員でございます。また、弓場成朗委員におかれましては、御所属の宮城県コンビニエンスストア等防犯連絡協議会の会長を御退任されたことに伴いまして、本委員会委員を辞されたことを御報告いたします。

なお、本日出席しております事務局職員と関連事業担当課職員につきましては、お配りしております資料に記載の通りでございます。

それでは、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第 8 条第 5 項の規定により、ここからの議事につきましては、会長に進行をお願いしたいと存じます。成瀬会長、よろしくお願ひいたします。

○議長

早速、事を進めたいと思います。次第 3、協議事項、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第 5 期）の中間案について、事務局より説明願います。

○事務局

それでは、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第 5 期）の中間案」について、御説明申し上げます。

まず、資料の御説明をいたします。

資料 1 は中間案の全文、資料 2 は中間案の概要です。また、参考資料が 4 つございます。本日は、主に素案からの変更点を御説明いたします。

はじめに、資料 1 と、参考資料 1 をお手元に御用意願います。資料 1 では、素案からの変更点について、下線を引いております。

それでは、資料 1 の 2 ページを御覧ください。（4）イの 3 段落目に、他の計画との関連性の整理について、追記しました。具体的な整理方法は、のちほど御紹介いたします。

3 ページを御覧ください。「主な関連計画」の図の下部に、「宮城県警察各施策」を追記しました。警察の施策は、基本的に計画の策定を伴いませんが、本計画の性質上、

警察の役割は大きいことから、追記しました。

4ページから6ページまでは、「宮城県の現状と課題」として、各種の統計データを記載しております。素案では、現在の第4期計画のままとしておりましたので、今回更新いたしました。この箇所については、全般的に更新していることから、下線は引いておりません。

なお、6ページの「宮城県の来日外国人の被害・検挙状況」のグラフは、前回の委員会で御説明した参考資料から、新しく掲載したものです。

少し飛びまして、13ページを御覧ください。下部の「主な事業（取組）」のうち、「地域安全情報の提供」に「警察の施策」を追記しました。これは、表の下部に記載したとおり、主な事業や取組が位置付けられている関連計画を記載したものです。関連計画がないものや、本計画で記載している事業については、計画名の記載をしておりません。さきほど、2ページの箇所で「他の計画との関連性の整理」を追記したと申し上げましたが、具体例が、ここでいう「警察の施策」となります。次ページ以降の事業や取組についても、同一の記載をしております。

14ページを御覧ください。イの○3つ目で、防犯CSRに関する記述を充実させました。これは、前回の委員会における「防犯CSRの取組をもっと書き込んではどうか」という御意見を反映したものです。

この御意見につきましては、参考資料1「安全・安心まちづくり委員会における意見に対する反映事項について」のNo.13に記載しております。

少し飛びまして、21ページを御覧ください。「方向性3」の標題を、「防犯上の配慮が必要な者や機会に『応じた』安全対策の推進」といたしました。素案では、「応じた」の箇所を「おける」としていました。

これは、前回の委員会における「情報発信の手法は、ターゲットを明確にするとよい」との御意見に関連し、標題についても工夫してはどうか、という御提案を反映したものです。

この御意見につきましては、参考資料1のNo.18に記載しております。

なお、情報発信のターゲットの設定については、情報の受け手に届くような周知の仕方を検討しているところです。参考資料1のNo.1からNo.4などでも、情報発信の仕方について御意見をいただいております。

一案として、例えばNo.12を御覧ください。ここでは、リーフレット発行に対する効果測定について御意見がありました。この観点から、リーフレットに、アンケート機能を付与することで、効果の測定や配布先の工夫などに活かすことを検討しております。

少し飛びまして、29ページを御覧ください。エの○2つ目で、自身や他人の性的画像を軽率に提供することを防止するとの記述を追記しました。これは、前回の委員会における「中高生が、性のデジタル被害の加害者にならないよう啓発をするべき」という御意見を反映したものです。

この御意見につきましては、参考資料1のNo.9に記載しております。

資料1の説明は以上です。次に、資料2を御覧ください。

資料2は、中間案の概要版です。これまでの説明と重複いたしますので、全て説明することは省略いたしますが、拡充する箇所について改めて御説明いたします。裏面を御覧ください。

右側に「具体的推進方策」を記載しておりますが、四角で囲われた内容が、拡充する取組でございます。

1点目の「県の防犯情報ウェブサイトの充実」は、県のホームページを工夫し、分かりやすい地域安全情報の提供や、防犯C S Rなど社会活動への参加促進につなげたいと考えております。

2点目の「やさしい日本語や多言語での情報発信」は、定住外国人や、観光などで来県する外国人が増加していることから、外国人向けに、分かりやすく防犯情報を発信したいと考えております。

3点目の「闇バイト」への関与防止は、主に若者による犯罪行為の未然防止対策の一環で、出前講座などにより、闇バイトへの関与を防ぐ取組をしたいと考えております。

4点目の「軽率な画像提供防止」は、S N S等による軽率な行為について、出前講座などにより、その危険性を周知していきたいと考えております。

5点目の「県民の防犯設備の関心の創出」は、防犯カメラなどの防犯設備に触れてもらうことで、防犯設備そのものの関心を高めるとともに、防犯意識の向上にも資するような工夫をしていきたいと考えております。

次に、参考資料について御説明します。参考資料1を御覧ください。ただいま、一部については御説明しましたが、その他の御意見について抜粋して御説明します。

No. 6で、D Vや性暴力の出前講座を私立高校や大学で実施できないか、という御意見がありました。

私立学校への出前講座については、保健福祉部子ども・家庭支援課に確認したところ、昨年度は申込みがなかったことから実施がなかったとのことです、実施自体は可能です。また、警察では私立高校1校に実施したことです。

当課でも地域安全教室の中で実施可能ですが、不審者対応や特殊詐欺防止対策の申込みが主となっており、近年実績はありません。防犯講座については、ニーズを把握しながら対応したいと考えています。

次に、No. 15で、小学生への啓蒙にデバイスやアプリを活用してはどうか、という御意見がありました。アプリやメールの情報発信については、No. 16、No19の御意見もありました。

こちらにつきましては、参考資料2「学校現場における防犯情報の経路」も併せて御覧ください。こちらの資料は、当課が教育庁に確認した結果を取りまとめたものでございます。

教育庁に確認したところ、学校現場における防犯情報の一般的な経路は、各学校が、警察のセキュリティメールを受信し、その内容に応じて保護者へアプリやメールで発信することでした。また、児童生徒への防犯情報の伝達は、年齢や発達段階に応じた配慮が必要なため、学校としては児童生徒へのタブレット等への直接配信は行わないことが通例とのことでした。

次に、ただいま御紹介した御意見にも関連しますが、No. 17で、アプリによる防犯情報の収集について御意見がございました。

アプリにつきましては、現状では、防犯のためだけにアプリを作るということは課題があると承知しています。県では、「ポケットサイン」の活用を推進しており、県内で70万人以上の方が登録しております。情報発信ツールとしてのポケットサインの利用に

については、災害に関することがメインとなっておりますが、様々な情報を発信することは可能となっております。ポケットサインには限りませんが、まずは既存の枠組みの中で活用できないか考えていきます。

次に、ポケットサイン関連として No. 20 で、ポケットサインでアンケートを行い、ポイントを付与することで回答率を上げてはどうかという御意見がございました。

みやぎポイントを所管する企画部に確認したところ、ポイントに必要な予算は、概ねポイント相当分の金額ということで、大規模なイベントなどでなければ、それほど多額の予算は要しない見込みです。また、さきほど申し上げたとおり、リーフレットにアンケート機能を付与すること自体は可能であることから、ポイントの付与も含み、アンケート機能の活用を検討しています。

次に、No. 22 で、安全・安心まちづくりの予算規模を知りたい、という御意見がございました。こちらにつきましては、参考資料3 「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第5期）における主な事業に係る予算額について」として取りまとめましたので、御覧ください。

こちらの資料は、計画に記載した「主な事業（取組）」について、令和6年度と令和7年度の当初予算を調査したものです。合計額は、右下のとおり令和6年度予算は約2億4000万円、令和7年度予算は約2億6000万円でした。

なお、右下の「注」のとおり、合計額は、重複を除いた額です。また、正規職員の人物費及び公共事業に係る金額は含まず、個別に予算を算出するものが難しい事業については、「一」としています。このため、おおよその目安として御覧ください。

最後に、参考資料4 の策定スケジュールを御覧ください。前回の委員会でも御説明しましたが、今後パブリックコメントを行い、来年、1月6日の第3回委員会で最終案を御審議いただく予定です。

しかし、本計画は宮城県議会の議決が必要な計画であり、できるだけ早期に文章を確定させたいと考えております。このため、第3回委員会に先立ち、あらかじめ文書による書面確認を行う予定ですので、よろしくお願ひいたします。

本議事についての説明は以上です。

○議長

ただいま事務局から説明がありましたが、この説明について何か御質問、御意見等がございましたら、御自由に発言をお願いいたします。

○青山委員

説明ありがとうございました。意見に対する反映事項の参考資料1 のNo.12 について確認します。前回私が質問したのですが、これは施策の効果測定をしたらどうですかという意味合いでしたが、主な反映箇所としてリーフレットの効果測定となるのは、なぜそういう小さく捉えるのかと逆に感じました。

私は施策自体がどのような成果があったのかという、全般的な効果測定を検討すべきだと考えています。前回はリーフレットを何枚作成したということを成果として報告したので、これについて意見があつたと承知しています。そうではなくて、安全・安心まちづくりというものは、資料にありますとおり県民が安心して暮らせるまちづくりを

進めるのが目的です。この目的のために「自分たちの町は自分たちで守る」や、「地域の安全は地域で守る」という意識をつくることが大切だと思っています。これが浸透しているかどうかのアンケート調査を実施したらどうですかという意味合いでお話ししたつもりです。

また、資料1の4ページの、「宮城県の現状と課題」の中で「県内における安全・安心まちづくりに向けての取組は、一定の成果が現れている」と言い切っていますが、これは刑法犯認知件数を基に、人口で対比したあくまで量的なアプローチだと思います。

安心・安全とは、やはり質的なものはどうか、体感治安とか肌感覚の治安の良さというものを、今回の我々の施策でどの程度改善しているのか測定するのには、やはりアンケート調査が必要だと考えています。どうしてもまれなニュースには敏感に反応しがちで、それに対して不安を覚えます。やはり、安心・安全というものは県民の意識をある程度反映させる必要があるのではないかと思ってお話ししました。

ですから、リーフレットの数や発信の効果はあくまで部分的な問題であって、私は施策の全般的な効果測定を検討すべきだと考えています。前回も話しましたが、効果測定というものは相当難しい話で、専門的知識も交えた効果測定を、今後検討されたらいかがかということが私の意見です。

○事務局

少し取り違えている部分がありまして大変失礼いたしました。今のお話で、おっしゃっていることはよく分かりました。この安全・安心まちづくりに関する施策を、どうやって効果測定していくかということは、簡単にできることではないと思いますので、学識経験者の方も含めて、どういった形で効果測定ができるのか、是非、検討したいと考えております。

○青山委員

継続検討ということですね。

○事務局

はい。

○高橋委員

今の話について、前回の委員会で確認したときに、事務局からは県民意識調査でそれを反映しているという説明があったと思いましたが、県民意識調査との整合性はどうなっていますか。

○事務局

県民意識調査はその項目だけではなく、様々な項目を聞いている中の1項目として当該年度で選ばれたものを実施しております。

おそらく青山委員がおっしゃっているのは、単発ではなく、もう少し継続的なところも含めた調査を想定されていると思います。県民意識調査は毎年度実施できるものではありませんので、そういう意味での効果測定は何ができるのかを含めて考えていきた

いとお話しさせていただきました。

○高橋委員

中間案の6ページの下のグラフの「宮城県の来日外国人」の説明ですが、計画の資料として、公開の資料として使われていくことを想定するのであれば、この「宮城県の来日外国人」という表現は、どのような外国人を含むのかが分かりにくいと感じました。ほかの刑法犯認知件数なども含めて「県内の犯罪の発生」という言い方をしていたので、この「宮城県の来日外国人」とは、住んでいる人なのか、それも全て含めて宮城県にいた人なのか、その辺の説明があったほうがいいと感じました。

○事務局

誤解のないように見ていただけるように補足、もしくは言葉の言い回しを変えさせていただきます。

○議長

このグラフにおける「来日外国人」とはどういう意味ですか。定住者も含めてなのか、それとも観光等で訪れる人だけですか。

○事務局

来日外国人の捉え方は、警察の統計から引用しております。詳しい定義を今持っていないませんでしたので、注記などで、言葉の定義を分かりやすいようにいたします。

○議長

分かりました。後ほど補足してもらえるということでお願いいたします。

○五十嵐委員

先ほど来日外国人とはどのような方々なのかについて発言がありました。それに関連して、参考資料1のNo.17に、「観光客も情報収集アプリで情報が得られたらいいと思います」という意見に対し、県の回答は、「ポケットサインがあります」ということでした。ポケットサインは県に定住してマイナンバーを持たれている方が登録して初めてきちんと機能が使えるものという認識です。すると、例えばこの外国人の中に旅行者が含まれた場合、彼らはどういった形で情報を収集することができるのかという疑問です。

○事務局

ポケットサイン自体は今お話をいただいたとおりマイナンバーカードと紐づくものです。外国人も取りめるような形で今後整備がなされるという風には聞いていますが、旅行者まで対象にしているかというとそうではないと思います。旅行者に対して情報を届けるかは、お話ししておりますやさしい日本語でお伝えする場合に、どこで観光客に伝えるかが一番ポイントになると思いますので、アプリではなくて違う手法ということに今の時点ではなると思います。

○五十嵐委員

おそらく宮城県のホームページを見てくださいなどという形で外国人の方に発信されると想定しておりました。

○事務局

あとは、例えば観光案内所などに御案内を置くといったところからまずは対応していくということになると思います。

○議長

今の質問は、資料2の裏面、方向性3、推進項目(8)だと思います。これに対応する資料1の該当ページは25ページです。今回拡充する内容ということで囲ってありますが、それに該当するものは25ページに載っていますか。

○事務局

主な事業として、観光情報センターなどの情報発信などを想定して書いている部分でございます。

○議長

この部分については、アプリは入っていないのですが、今の五十嵐委員のお話にあった県のホームページ等は含まれていないということになりますか。

○事務局

もちろんそういう媒体も想定はしておりますので、主な事業としては書いておりませんが、そういう手法も使いながら情報提供していきたいと思っております。

○議長

五十嵐委員としては、具体的推進方策に「情報提供を行います」と記載している箇所に、具体的にどのように行うのかについて書き込まなくて良いのかという御意見ですか。

○五十嵐委員

鋭いご指摘でございます。実は外国の方がどこに行かれているかということは、我々は全く把握できない部分だと思います。今困ったという時に彼らがアクセスして情報を得られる仕組みがなければ駄目だと思っております。例えば地震になり、公共交通機関がどうなっているのか分からぬ場合には、それらをまとめる中核的なウェブページや情報発信窓口があつても良いと思います。おそらく訪れる外国の方はスマートフォン端末をお持ちだと思うので、どこにいても誰でもアクセスできるようなそういう方針で何か一つ、文言を入れていただければいいと思っております。

○議長

具体的に記載していただいて、実際に実施すれば、全国的にもアピールできるような

宮城県の特徴的な取り組みとなると思いますので、今の意見は非常に大事なことだと思います。是非、この基本計画に具体的に盛り込んでいただければと思います。そうでなくとも、実際に事業として推進していただきたいと思います。

○事務局

具体的な取り組みが分かるように、少し工夫をさせていただきたいと思います。

○田中委員

資料1の中間案の9ページの下の注1で、ながら見守りについての説明で、2行目の「子ども」という文言は削除した方がよろしいかと思います。子どもに限らず、高齢者や障害者といった様々な方を見守るのがながら見守りですので、8ページの図の見守りも様々な方が含まれていますので、それとの整合性がとれなくなりますので、9ページの下の注1の「子ども」を削除すると良いかと思います。

○事務局

御指摘ありがとうございます。そのように修正させていただきます。

○小野委員

資料1の23ページの推進項目(7)の具体的推進方策イ、「障害者の犯罪被害の防止と支援」という項目ですが、高齢者には具体的推進方策アの3つ目の項目に権利擁護という文言が入っています。障害者には権利擁護という文言がないので、障害者の権利も守るということを入れていただきたいです。

また具体的推進方策イの「障害者の犯罪被害の防止と支援」ですが、障害者の方は被害者にもなりますが、加害者にもなるという状況が多いので、その辺の文言を入れていただければと思います。

○事務局

1点目につきましては、障害者のところにも権利擁護を入れる工夫をいたします。

2点目の加害者にもなり得ることにつきましては現場も踏まえた御意見かと思いますので、そういった表記も含めて、効果的に表現できるように事務局で一旦検討させていただきます。

○田中委員

資料1の14ページ、推進項目(2)の具体的推進方策アの2つ目の項目で、「防犯団体、青色回転灯装備車両の運用団体に対する防犯パトロール講習を行い」という部分ですが、これは県の施策なのか、警察の施策のどちらになるかと思っての質問です。警察でもホットスポットパトロール事業という、これと同じことを行っているので、もし警察とは別にやるとしたら重複するかもしれないと思ったので、確認の質問です。

○事務局

警察の施策のことを書いております。

○田中委員

同じ 14 ページの注 1、防犯 C S R 活動の説明で、「子どもを見守り活動を行う」は「子ども見守り」でしょうか。

○事務局

申し訳ありません。訂正いたします。

○五十嵐委員

資料 1 の 29 ページ、推進項目(11)、「インターネット犯罪被害の防止と情報モラルの推進」ですが、私は、総務省の e - ネットキャラバンの講師を務めております。e - ネットキャラバンではインターネットを安全・安心に利用してもらうため、小学校や中学校などに「間違った使い方をしない、トラブルに巻き込まれないための“気づきのきっかけづくり”」を目的に、各講座を実施しております。生徒さんたちへの講座と併せて保護者さん向けの講座も行っています。生徒さんたちは学校側のご支援もありとてもよく聞いてくれますが、保護者さん向けの講座になるとご家庭の都合もあるかと思いますが一気に出席率が低くなるという課題が上がってきております。保護者世代が思っているインターネットの常識と、今のインターネットの常識がかなりかけ離れているので、できればこの推進項目に、保護者さん方に対するインターネット利用リテラシー向上やそういった啓蒙に関する文言も一つ加えていただけないかと思います。

○事務局

実態を踏まえた御意見だと思いますので、お預かりさせていただいて、検討させていただきます。

○議長

資料 1 の 29 ページの具体的推進方策オ、「子どもを取り巻く情報化社会の現状に関する大人の理解度の向上」との関わりですか。

○五十嵐委員

はい。その部分です。

○事務局

そこに今の問題意識も含めて書き加えるような形でしょうか。

○五十嵐委員

表現をどうするかについては迷うところですが、大人の理解を進めるのと併せて、自分たちにも学びが必要だということについて、プッシュできる文言を加えていただければと思います。

○事務局

承知いたしました。

○田中委員

資料1の31ページ、推進項目(12)、「大麻をはじめとする薬物乱用の防止」の具体的推進方策でアとイの2つありますが、基本的には危険性に対する周知啓発活動で対策が止まってしまっている印象があります。例えば、オーバードーズの問題も、家庭環境に問題のある子どもたちが、どこかにたむろして、そこでオーバードーズに陥るといったこともよく確認されています。その対策として、いわゆる相談窓口の拡充が必要だと思います。そういう青少年が何か困った時にどこかに駆け込めるとか、相談できるような窓口の案内をするという啓発を含めてもいいと思いました。

○事務局

確かにおっしゃる通りでございますので、そういう安心して相談できる場というところも、陥ってしまった次の段階としては必要なことかと思いますので、こちらもお預かりさせていただいて、どのように表現できるか、検討させていただきたいと思います。

○議長

現在、県に薬物などの相談窓口はありますか。

○事務局

薬務課などの相談窓口はあろうかと思います。警察の少年相談事業でもあるかもしれません。

○議長

相談窓口は子どもが相談する場所ですか、それとも親が相談する場所ですか。

○田中委員

どちらも含めて広く県民が薬物問題に係わったなど、心配がある時に相談できる窓口はここですと周知できる体制も必要だと思いましたので、その情報を盛り込んだらいいというのが私の意見です。

○議長

今あるならそれをもちろん広めていき、ない場合にどうするかということですね。

○事務局

幅広い視点であれば、当課で所管している子ども・若者総合相談センターで様々な相談に応じています。薬物に絡む相談も当然入ってくる可能性はございます。何らかの相談窓口というのはあろうかと思いますので、そういうところも踏まえて、少し検討させていただきたいと思います。

○藤沢委員

今、田中委員がおっしゃったことに関連です。陥ってしまう前の段階の活動と、手を出してしまった人に向けての2段階があると思います。そのような人達は、「ここにあります」という相談窓口には行かないと思います。公的な窓口を設けても勤務時間内しか出来ません。そうではなくて、24時間体制で。オーバードーズを調べたりする子どもがいたとして、スマートフォンなどで調べると思います。よく「命が大切」や、自殺と検索した時に、いのちの窓口が出てくると思います。検索した時に、そういう窓口につながるといいと思います。わざわざそういう子たちはリーフレットを見たり電話をかけて聞いたりするのはごく少数だと思います。親が気づいて窓口に相談することはありますが、オーバードーズなどでは友達同士で薬を回したり、どこの薬局で何個買えるという情報を回したりしているので、検索している時にそれが出てくるようにもらうと、はっと気づく子どもがいるのではないかと思います。そういう発信もリーフレットや公の場と違って、その辺で若者が引っかかる場所に目立つ発信の仕方があれば、より効果的で、未然に防ぐことについて効果はあると感じたので、是非そういう対策も今後取り入れていただければと思っております。

○青山委員

資料1の14ページで先ほど田中委員が防犯CSR活動についての定義的な部分の指摘をしましたが、防犯CSR活動をこのように定義すると、いわゆる宅配の子どもの見守りだけという限定的になってしまふのではないかと感じています。本来、防犯活動とはもっと多岐にわたる活動で、子どもの見守り活動だけではなくて、警察と協力して行ったり、その他防犯カメラの提供なども広い意味ではCSR、つまり企業の社会的責任を果たすということになりますので、もう少し定義を検討されたらいかがでしょうか。これは本文の記載をただ並べただけで、防犯CSR活動とは何かと聞かれると、子どもの見守りだと捉えられませんか。もう少し多岐にわたる定義を検討してみてはいかがでしょうか。

○事務局

おっしゃる通り、本文と同じような記載になっております。改めて定義について確認をさせていただいて、様々な取り組みが想定される記述に改めさせていただきます。

○高橋委員

資料1の32ページの学校の関係です。具体的推進方策アの1つの項目が、「防犯の啓発活動を実施し、学校等の安全対策や取り組みを促進します」という書き方になっております。8ページで示したように環境整備は大きな3本柱の中の一つになっており、通学路だけではなくて特に学校自体の安全も今とても地域でも保護者にも関心のある部分ですので、広報します、点検しますだけではなく、環境整備と連動させた文言のほうがいいと感じました。

○事務局

環境整備は、まちづくりという観点から、「こういう学校をつくります」や、「こういう道路をつくります」ということを、この計画でここまで踏み込むことが難しいところ

ろがございます。まちづくりの考え方を掲げつつ、学校であれば学校、道路であれば土木部といったようにそれぞれの事業があるところに、お願いをしているという実情になります。何が書けるかは検討させていただければと思います。

○高橋委員

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針には具体的にこうすると安全だということまで記載しているので、他の集合住宅や大規模商業施設に関してもそうですが、他の分量との割合を見て学校の書き方だけが薄いと感じました。

特に栗原市立若柳小学校のように、侵入者がトラックで突っ込んできましたという事案の時に、開かれた学校というものから、門扉を閉めて出入りの確認をしましょうとか、校内の巡回を強化しましょうということを、PTAとも連携しながら各市町村でも取り組んでいるので、もう少し具体的な市町村や地域の取り組みを書き込んでいった方がいいと感じました。

○事務局

関係部局とも共有して、これまでの取組やこれからの方針についての記載を検討したいと思います。

○議長

この後にパブリックコメントもあります。委員もパブリックコメントを出せますので、お持ち帰りいただいたて、この場では時間も限られていますので、うまくまとまらなかつたということがあれば、委員としても是非お送りいただいたて、積極的に御意見いただければと思います。では、大体議論が出たということですので、事務局におかれましては、本日説明いただいた方向性をもとに、いただいた御意見、御提案を踏まえて、最終案の作成に励んでいただければと思います。

最後に、委員の皆様から何かございましたらよろしくお願ひいたします。

(委員からの発言等なし)

では、進行を事務局にお返しいたします。どうもありがとうございました。

○司会

成瀬会長、ありがとうございました。

最後に事務局からの御連絡でございます。次の審議会でございますが、先ほど課長から申し上げました通り、来年、1月6日、火曜日を予定しております。日程が近づきましたらまた改めて御案内を差し上げますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了いたします。ありがとうございました。